



調達号外第617号

令和3年1月15日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

## 資格

○令和3年度における広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供に係る競争入札参加資格等	1
○令和3年度における広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務に係る競争入札参加資格等	3

## 資格

## 競争入札参加者の資格に関する公告

令和3年1月15日

令和3年度において、広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井一實  
広島市水道事業管理者 友広整二

## 1 契約の種類及び登録種目

別表のとおり。

## 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため

に連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請の時において広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあっては、その許可、認可等を受けている者であること。

(5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

## 3 申請の時期等

## (1) 申請の時期

ア 受付期間

随时に受け付ける。

ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## (2) 申請の場所

ア 発注者が広島市の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

イ 発注者が広島市水道局の場合

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課

## (3) 申請書等の交付方法

広島市のホームページに掲載する。

## 4 申請方法等

## (1) 申請方法

申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

## (2) 申請書等の提出書類

ア 令和2・3・4年競争入札参加資格審査申請書（物品関係）

<p>イ 契約実績調査票（物品関係）</p> <p>ウ 取扱業務調査票（施設維持管理業務を除く役務に申請する場合）</p> <p>エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）</p> <p>オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）</p> <p>カ 印鑑証明書</p> <p>キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>ク 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し</p> <p>ケ 財務諸表等</p> <p>コ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類</p> <p>(ア) 定款</p> <p>(イ) 組合員名簿</p> <p>(ウ) 役員名簿</p> <p>(エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>サ その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の提出書類において用いる言語等</p> <p>ア 申請書については、日本語を用いるものとする。</p> <p>その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。</p> <p>5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準</p> <p>競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。</p> <p>6 資格審査結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格の有効期間</p> <p>資格が決定された時から令和 4 年 1 月 31 日までとする。</p> <p>当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第 2 条第 3 項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第 2 条第 3 項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあっては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあっては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。</p> <p>なお、前記 2 のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。</p>	<p>別表</p> <p>【契約の種類及び登録種目】</p> <p>1 物品の売買、修繕及び製造の請負</p> <p>(1) 印刷・写真・広告</p> <p>一般印刷、軽印刷、封筒、写真、複写、広告・看板、その他</p> <p>(2) 事務用品</p> <p>文具、事務用機器、紙、印章、その他</p> <p>(3) 機械器具</p> <p>医療用機械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、工作用機械器具、産業用機械器具、厨房機械器具、消防機械器具、その他</p> <p>(4) 車両・船舶・航空機</p> <p>自動車、二輪・雑車、自動車部品、自動車修理、船舶・航空機、その他</p> <p>(5) 家具・装飾</p> <p>スチール家具、木工家具、建具・畳、装飾・寝具、その他</p> <p>(6) 縫製</p> <p>衣料品、皮革・ゴム・ビニール製品、帆布、その他</p> <p>(7) 薬品</p> <p>医療用薬品、防疫・農業用薬品、工業薬品、その他</p> <p>(8) 燃料</p> <p>石油製品、ガス・固体燃料、その他</p> <p>(9) 教育用品</p> <p>学校教材具、図書、運動具、楽器、その他</p> <p>(10) 建材</p> <p>土石・二次製品、セメント・二次製品、木材、鉄鋼、樹脂・ガラス、塗料、その他</p> <p>(11) 動植物</p> <p>動物・植物、その他</p> <p>(12) 食品</p> <p>(13) 雑貨・百貨</p> <p>時計・装身具、記念品、娯楽用品、荒物・雑貨、百貨店・総合商社、その他</p> <p>(14) 不用品の売払い</p> <p>(15) その他</p> <p>(16) 電力供給</p> <p>2 物品の借入れ</p> <p>(1) コンピュータ機器・システム</p> <p>(2) コンピュータ機器以外の機械器具</p> <p>(3) 車両・船舶</p> <p>(4) 仮設建物（物品に限る。）</p> <p>(5) 家具・装飾</p> <p>(6) 園芸用品</p> <p>(7) その他</p> <p>3 役務の提供</p> <p>(1) 検査・測定</p> <p>(2) 調査・研究</p> <p>(3) 計画策定</p> <p>(4) 広報・宣伝</p> <p>(5) 催事・展示</p> <p>(6) 情報処理（コンピュータ関連）</p>
---	---

- (7) 建物附属設備・機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理
- (8) 機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検
- (9) 道路・公園等の維持管理
- (10) 河川・下水道等の維持管理
- (11) 運送・保管
- (12) 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検
- (13) クリーニング
- (14) 司法書士、土地家屋調査士への依頼
- (15) その他

#### 競争入札参加者の資格に関する公告

令和3年1月15日

令和3年度において、広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實  
広島市水道事業管理者 友 広 整 二

#### 1 契約の種類及び登録種目

別表1のとおり。

#### 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格審査申請の時において広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 次に掲げる登録種目にあっては、資格審査申請の時において社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入し、保険料の未納がない者であること。（加入義務がある場合）
  - ア 建築物清掃
  - イ 常駐警備
- (5) 次に掲げる登録種目にあっては、申請に必要な許可・登録等を有している者であること。

登録種目	申請に必要な許可・登録等
建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「ビル衛生管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業の登録
建築物空気環境測定	ビル衛生管理法第12条の2第1項第2号又は第8号の事業の登録
建築物飲料水水質検査	ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号又は第8号の事業の登録
建築物飲料水貯水槽清掃	ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号の事業の登録
建築物ねずみこん虫等防除	ビル衛生管理法第12条の2第1項第7号の事業の登録
常駐警備（特定調達契約は除く。）	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定及び同法第9条の届出
機械警備（特定調達契約は除く。）	警備業法第4条の認定及び同法第40条の届出

- (6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

#### 3 申請の時期等

##### (1) 申請の時期

###### ア 受付期間

随時に受け付ける。

ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。

###### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

##### (2) 申請の場所

###### ア 発注者が広島市の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

###### イ 発注者が広島市水道局の場合

〒730-00011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課

##### (3) 申請書等の交付方法

広島市のホームページに掲載する。

<p>4 申請方法等</p> <p>(1) 申請方法</p> <p>申請書等の提出書類は、前記 3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。</p> <p>(2) 申請書等の提出書類</p> <p>ア 令和 2・3・4 年競争入札参加資格審査申請書（施設維持管理業務）</p> <p>イ 契約実績調査票（施設維持管理業務）</p> <p>ウ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）</p> <p>エ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明</p> <p>キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し</p> <p>ク 前記 2(5)に掲げる許可、認可等の証明書の写し（前記 2(5)に掲げる登録種目に申請する場合）</p> <p>ケ 財務諸表等（個人の場合、確定申告書等）</p> <p>コ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）</p> <p>サ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入並びに保険料の未納がないことを証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）</p> <p>シ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類</p> <p>(ア) 定款</p> <p>(イ) 組合員名簿</p> <p>(ウ) 役員名簿</p> <p>(エ) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(オ) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(カ) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>ス その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の提出書類に用いる言語等</p> <p>ア 申請書については、日本語を用いるものとする。</p> <p>その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。</p> <p>5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準</p> <p>競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。</p> <p>資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者については、別表 2 の経営状況等審査事項の審査数値に、別表 3 の政策的審査事項の審査数値を加算した総合点数により、別表 4 に掲げる等級に区分する。</p> <p>6 資格審査結果の通知</p> <p>資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格の有効期間</p> <p>資格が決定された時から令和 4 年 1 月 31 日までとする。</p>	<p>当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第 2 条第 3 項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第 2 条第 3 項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあっては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあっては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。</p> <p>なお、前記 2 のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。</p> <p>別表 1</p> <p>【契約の種類及び登録種目】</p> <p>施設維持管理業務</p> <p>(1) 建築物清掃</p> <p>(2) 建築物空気環境測定</p> <p>(3) 建築物飲料水水質検査</p> <p>(4) 建築物飲料水貯水槽清掃</p> <p>(5) 建築物ねずみこん虫等防除</p> <p>(6) 常駐警備（特定調達契約は除く。）</p> <p>(7) 冷暖房設備等の運転管理（常駐）</p> <p>(8) 自家用電気工作物の保守点検</p> <p>(9) 消防用設備の保守点検</p> <p>(10) 電話交換</p> <p>(11) 機械警備（特定調達契約は除く。）</p> <p>別表 2</p> <p>経営状況等審査事項</p> <p>【審査事項及び審査数値】</p> <p>1 建築物清掃（特定調達契約）</p> <p>〔掲載順序：項目、審査基準、審査数値〕</p> <p>(1) 当該種目における過去 2 年間の会社全体の平均売上高</p> <table border="0"> <tr> <td>5 億円以上</td> <td>: 40 点</td> </tr> <tr> <td>3 億円以上 5 億円未満</td> <td>: 32 点</td> </tr> <tr> <td>1 億円以上 3 億円未満</td> <td>: 24 点</td> </tr> <tr> <td>5 千万円以上 1 億円未満</td> <td>: 16 点</td> </tr> <tr> <td>5 千万円未満</td> <td>: 8 点</td> </tr> <tr> <td>売上なしの場合</td> <td>: 0 点</td> </tr> </table> <p>(2) 自己資本額</p> <table border="0"> <tr> <td>2 億円以上</td> <td>: 10 点</td> </tr> <tr> <td>1 億円以上 2 億円未満</td> <td>: 8 点</td> </tr> <tr> <td>5 千万円以上 1 億円未満</td> <td>: 6 点</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以上 5 千万円未満</td> <td>: 4 点</td> </tr> <tr> <td>1 千万円未満</td> <td>: 2 点</td> </tr> <tr> <td>マイナスの場合</td> <td>: 0 点</td> </tr> </table>	5 億円以上	: 40 点	3 億円以上 5 億円未満	: 32 点	1 億円以上 3 億円未満	: 24 点	5 千万円以上 1 億円未満	: 16 点	5 千万円未満	: 8 点	売上なしの場合	: 0 点	2 億円以上	: 10 点	1 億円以上 2 億円未満	: 8 点	5 千万円以上 1 億円未満	: 6 点	1 千万円以上 5 千万円未満	: 4 点	1 千万円未満	: 2 点	マイナスの場合	: 0 点
5 億円以上	: 40 点																								
3 億円以上 5 億円未満	: 32 点																								
1 億円以上 3 億円未満	: 24 点																								
5 千万円以上 1 億円未満	: 16 点																								
5 千万円未満	: 8 点																								
売上なしの場合	: 0 点																								
2 億円以上	: 10 点																								
1 億円以上 2 億円未満	: 8 点																								
5 千万円以上 1 億円未満	: 6 点																								
1 千万円以上 5 千万円未満	: 4 点																								
1 千万円未満	: 2 点																								
マイナスの場合	: 0 点																								

(3) 流動比率	200%以上	10点	5千万円以上1億円未満	: 10点
	150%以上200%未満	8点	5千万円未満	: 5点
	100%以上150%未満	6点	売上なしの場合	: 0点
	50%以上100%未満	4点		
	50%未満	2点		
			(2) 自己資本額	
			2億円以上	: 10点
(4) 営業年数			1億円以上2億円未満	: 8点
	30年以上	10点	5千万円以上1億円未満	: 6点
	20年以上30年未満	8点	1千万円以上5千万円未満	: 4点
	10年以上20年未満	6点	1千万円未満	: 2点
	5年以上10年未満	4点	マイナスの場合	: 0点
	5年未満	2点		
			(3) 流動比率	
(5) 従業員数	500人以上	10点	200%以上	: 10点
	300人以上500人未満	8点	150%以上200%未満	: 8点
	100人以上300人未満	6点	100%以上150%未満	: 6点
	50人以上100人未満	4点	50%以上100%未満	: 4点
	50人未満	2点	50%未満	: 2点
			(4) 営業年数	
			30年以上	: 10点
(6) 会社全体の有資格者数	15人以上	20点	20年以上30年未満	: 8点
	10人以上15人未満	16点	10年以上20年未満	: 6点
	5人以上10人未満	12点	5年以上10年未満	: 4点
	3人以上5人未満	8点	5年未満	: 2点
	3人未満	4点		
			(5) 従業員数	
			500人以上	: 10点
(7) 指名停止等の状況	300人以上500人未満	8点	300人以上500人未満	: 8点
	100人以上300人未満	6点	100人以上300人未満	: 6点
	50人以上100人未満	4点	50人未満	: 4点
	50人未満	2点		
			(6) 広島市内の有資格者数	
			15人以上	: 20点
			10人以上15人未満	: 16点
※1 流動比率の取扱い	5人以上10人未満	12点	5人以上10人未満	: 12点
	3人以上5人未満	8点	3人以上5人未満	: 8点
	3人未満	4点	3人未満	: 4点
			(7) 指名停止等の状況	
			指名停止及び資格取消期間（1か月当たり）: -0.7点	
※2 指名停止等の期間の取扱い			※1 流動比率の取扱い	
			・ 流動資産（分子）が「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
			・ 流動負債（分母）が「0」の場合は、審査数値は10点とする。	
			・ 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
			・ 流動資産（分子）が「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
			・ 流動負債（分母）が「0」の場合は、審査数値は10点とする。	
			・ 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
2 建築物清掃及び常駐警備（とともに特定調達契約は除く。）			※2 指名停止等の期間の取扱い	
			・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。	
			・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。	
			・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。	
			・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。	
(1)ア 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高	5億円以上	15点	別表3	
	3億円以上5億円未満	12点		
	1億円以上3億円未満	9点		
	5千万円以上1億円未満	6点		
	5千万円未満	3点		
	売上なしの場合	0点		
			政策的審査事項	
イ 当該種目における過去2年間の広島市内の平均売上高	3億円以上	25点		
	2億円以上3億円未満	20点		
	1億円以上2億円未満	15点		

1 ISO9001 の取得状況	(昭和 45 年法律第 98 号) 第 15 条に基づく認定を受けている。 ： 1 点
2 ISO14001 若しくは ISO14005 の取得状況又はエコアクション 21 の取得状況	申請者が、基準日において、ISO14001 若しくは ISO14005 を認証取得し、又はエコアクション 21 の認証・登録を受けている（ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。）。 ： 1 点
3 障害者雇用の状況	申請者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に基づく報告義務のある場合は基準日の直前の 6 月 1 日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、 (1) 障害者雇用率 2.2% 以上 4.4% 未満 ： 1 点 (2) 障害者雇用率 4.4% 以上 ： 2 点 なお、障害者雇用率は全て障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。
4 子育て支援の取組状況	申請者が、基準日において、以下のいずれかに当てはまる。 (1) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 1 条第 4 項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている（労働者 100 人以下の事業所に限る。），又は同法第 13 条若しくは第 15 条の 2 の規定により認定（労働者 101 人以上の事業所）されている。 (2) 基準日前 5 年以内に次のいずれかの表彰を受けている。 ア 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」（旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」）（申請者が法人の場合、その代表者がこの賞を受賞している場合を含む。） イ 広島市安全なまちづくり功労表彰
5 男女共同参画の取組状況	申請者が、基準日において、基準日前 5 年以内に次のいずれかの表彰を受けている。 ： 1 点 (1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞又は女性のチャレンジ賞特別部門賞（申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。） (2) 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰 (3) 広島市男女共同参画推進事業所表彰
6 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況	申請者が、基準日において、次のいずれかに当てはまる。： 1 点 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 7 項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業者）。 (2) 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定を受けている（常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業者）。
7 青少年の雇用の促進等への取組状況	申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律
8 「女性と若者が輝く企業」の認定状況	申請者が、基準日において、広島市長から「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている。 ： 1 点
9 広島市内在住の失業者の雇用状況	基準日前 3 年以内に、広島市内在住の失業者 1 人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間 30 時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している。 ： 1 点
10 生活困窮者就労訓練事業への取組状況	申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている。 ： 1 点
11 若者の就業支援への取組状況	申請者が、基準日前 3 年以内において、次のいずれかに当てはまる。 ： 1 点 (1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している。 (2) 中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1 回以上受け入れている。
12 暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況	申請者が、申請日において、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている。 ： 1 点
13 消防団活動への協力状況	申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている。 ： 1 点
14 まちの美化活動への取組状況	基準日において、次のいずれかに該当する。 ： 1 点 (1) 基準日前 5 年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受賞している。 (2) 基準日前 1 年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある。 (3) 基準日前 1 年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として 2 回以上参加した実績を有している。
15 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに現に登録しておる、かつ、次のいずれかに該当する。 ： 1 点 (1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる。 (2) 「広島市グリーンパートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、花壇の維持管理を行っている。 (3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持

管理活動を行っている。

## 別表4

## 【等級及び等級に対応する予定価格】

## 1 建築物清掃

〔掲載順序：等級区分，審査数値総合点数，予定価格〕

A : 70点以上 : 1, 200万円以上

B : 50点以上70点未満 : 300万円以上 1, 200万円未満

C : 50点未満 : 300万円未満

## 2 常駐警備（特定調達契約は除く。）

〔掲載順序：等級区分，審査数値総合点数，予定価格〕

A : 70点以上 : 1, 700万円以上

B : 50点以上70点未満 : 900万円以上 1, 700万円未満

C : 50点未満 : 900万円未満